

## 社会福祉法人札幌みどり福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌みどり福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤である理事長は、六施設統括責任者として、また常務理事は、業務分担執行者として別表1（1）に定める報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等は、当該会議に出席した都度、別表1（2）に定める報酬を支給する。

第3条 当法人の業務による会議や研修の参加のための旅費については、職員旅費規程に準じて支給する。

### (公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附 則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、平成30年6月11日より施行する。

この規程は、平成31年2月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月4日より施行する。

別表 1

(1)

①理事長の報酬

報酬月額×12 か月	7,680,000 円	640,000 円×12 か月
6 月賞与	1,300,000 円	
12 月賞与	1,300,000 円	
寒冷地手当	90,000 円	
合 計	10,370,000 円	

②常務理事の報酬

報酬月額	50,000 円	年額 600,000 円
------	----------	--------------

(2) 非常勤役員等の報酬

評議員	会議への出席	日額 11,137 円
理事	会議への出席	日額 11,137 円
監事	会議への出席	日額 11,137 円
評議員選任・解任委員	会議への出席	日額 11,137 円